

題等の資料提供を依頼し、協議会資料としてまとめ、協議することは、参加者の共通認識や今後の協働事業を考える際の重要なステップとなります。

また、地域の資源調査及び各機関調査等を実施することは、今後の共通事業の展開を図っていくために必要です。そのため、例えば、第1回協議会では、調査に関する説明・了承を得、資源調査等の実施に向けてワーキンググループ会議を開催したい旨の説明・了承を得ます。その後、ワーキンググループ会議で調査内容の確認と修正を実施します。調査の実施者名は協議会名と事務局名の連名で行なう等、戦略的に進めていくことが望まれます。

②事業のすすめ方について

新たに事業を企画するだけでなく、既存の事業について協議会を活用していく視点も重要です。協議会は自由度が高く、ネットワークを拡大していくことができます。したがって、現在展開している事業と協議会をリンクさせ、協議会のネットワークを活用していくことが必要です。

なお、事業を推進していくためには、予算を確保することも大切です。他の事業との連携活用による運用や構成団体と連携し予算化する等々の工夫を図ることにより、継続的に協議会を運用することができます。

また、協議会の必要性を構成メンバーに認識された場合は謝金を無償としたり、費用弁償は各構成団体から支給、会場は無料の会場を使用、連携事業の研修講師は構成員が担う、媒体材料は企画を検討し印刷はダウンロードする等の工夫をして運営をしている事例もあります。

Q3 どのような機関・団体のどの職位の方にメンバーに入ってもらおうと本事業が円滑に進むでしょうか。

A3

都道府県協議会は、2次医療圏協議会における連携事業が効果的に推進されるよう調整支援する役割があります。この趣旨から、担当者レベルより課長・事務局長・専務理事等その構成団体の上位職にある方にメンバーに入ってもらおうと、組織として連携推進・調整がより可能となります。この場合、都道府県協議会として連携事業を具体化していくために、構成団体の所属から選出してもらった担当者レベルのワーキンググループ会議の設置が必要と考えます。

2次医療圏協議会は、具体的な連携事業を行うことにより地域・職域の連携推進を図ることを目的としていますので、担当者レベルのメンバーに入ってもらおうと効果的と考えます。この場合、圏域の構成団体・組織としての協力体制が重要となりますので、協議会開催後には、速やかに議事報告等を構成団体の長あてに送付する等の配慮が必要です。

Q4 都道府県協議会と2次医療圏協議会との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A4

都道府県協議会では関連する団体や組織を網羅し、種々の意見をまとめて活動の方向性を定める役割が期待されています。一方、2次医療圏協議会は具体的な活動計画を策定し、情報交換や保健事業の共同実施を目指すものです。各2次医療圏協議会では多くの課題が抽出されると想定されますが、都道府県単位でできるだけ共通する課